

京都市勸業館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年5月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第13号

京都市勸業館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市勸業館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「2分の1」を「10分の3」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 災害その他の不可抗力により利用することができなくなった場合 2分の1に相当する額

第6条に次の2号を加える。

(4) 利用日の3箇月前までに利用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合 2分の1に相当する額

(5) 利用日の6箇月前までに利用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合 5分の4に相当する額

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市勸業館条例施行規則第6条の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る利用料金の還付について適用し、同日前の申請に係る利用料金の還付については、なお従前の例による。

(産業観光局クリエイティブ産業振興室)